

第2決算審査特別委員会（第1日目）

H28.9.7（水）10：00～

第 一 委 員 会 室

開 会 9：57

委員長挨拶

委 員 長

皆さん、おはようございます。第2決算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび委員長を拝命いたしました本間でございます。そして、副委員長の堀重雄でございます。よろしくお願いいたします。

この委員会の進め方につきまして、簡潔に進めるのは確かに大事なことですけれども、実際に執行された数字はもとより、その内容についても深く理解が得られるような、そういう質疑をぜひ皆さんにはお願いしたいと思います。ぜひ今後プラスになるような決算委員会でありますことを皆さんとともに進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第2決算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員数は9名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第2号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成27年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第8号 平成27年度滝川市病院事業会計決算の認定について

以上、特別会計5件、企業会計2件の計7件となっております。

事前審査説明

委 員 長

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてですけれども、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間につきましては遅くとも午後4時をめぐりして取り進めることでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

審査は、各会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他の特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合、不用額の多少にかかわらず、説明を受けた後質疑を行い、討論、採決については最終日に行うことで

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配意願います。

また、答弁については、部課長に限らず、内容を知り得る方で原則係長職以上の方が行ってください。なお、氏名、職名を告げられないで答弁の許可を得た場合は、職名、氏名を述べてから答弁してください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限るということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております全認定について一括して各会派の代表の方に行ってもらうこととし、その順番は会派清新、会派みどり、新政会、公明党、日本共産党の順とすることよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員のみに印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。

最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますけれども、予定されている資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外で資料要求される方はその都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

資料要求

委員長

まず、冒頭に資料要求される方はいらっしゃいますか。

清水

まず、介護特会で、道内35市と中空知広域連合の保険料比較、第6期の初年度ということで、要求します。

次に、下水道事業会計では、長期負債の近年の推移と今後の見込みがわかる資料で、個別排水処理を除く。これについては、2年前の決算委員会でも要求しています。

また、損益現金あり高の近年の推移と今後の見込みがわかる資料。

企業債償還額と減価償却の近年の推移と今後の見込みがわかる資料。

下水道料金に関する道内35市の比較。事業用、家事用に分けて、平均料金や基本水量、基本料金等について。

次に、国保会計では、資格証明書、短期証明書発行数の推移。5年間でお願いします。

道内35市と空知中部広域連合、歌志内市が入っているということでの保険税比較表。これについては、角度の違う資料が決算資料に出されておりますが、ここでは、基礎後期支援、介護納付金課税別に平等割、均等割、所得割について比較ができるもの。

最後ですが、国保の準備基金残高が1,400万円まで落ち込んだということで、大変な問題だと思いますので、これまでの推移ということで、前回の一般会計からの

繰り入れが10年ぐらい前にあったと記憶をしているのですが、それ以降の推移についてわかる資料。

以上、要求します。

委 員 長

ただいま清水委員から、介護特会1件と下水道事業会計が4件、国保会計が3件、合計8件について資料要求がありましたが、所管はご用意はできますか。

黒川課長

介護保険特別会計の分につきましては、すぐに提出できます。

高瀬部長

要求のありました4点につきましては、準備して、審査の前までに提出したいと考えております。

原田課長

国保特会資料3点につきまして、後ほど用意させていただきます。

委 員 長

それでは、所管で対応可能ということですので、清水委員から要求がありました8件について、本委員会として要求することに異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

異議なしと認めます。

所管におかれましては、清水委員から要求ありました8件については、速やかに資料の提出をお願いいたします。

ほかに資料要求はありますか。

(なしの声あり)

委 員 長

なしと確認します。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

それでは、日程に従いまして審査を進めてまいります。

認定第4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

委 員 長

それでは、認定第4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

国嶋部長

(認定第4号を説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑はございますか。

安 楽

351ページ、3款2項2目、備考欄、任意事業に要した経費2,147万5,109円計上されていますが、これの主な事業内容とそれに要した経費について伺います。

土橋課長補佐

任意事業費の中の主な事業内容につきましては大きく4点ございまして、まず1点目としまして、ご家族の負担を軽減するための事業が3つほどございます。1つ目が、排せつ介助に必要な家族介護用品の助成を行います家族介護用品支給事業で89万円ほど、2つ目が、リフトつきタクシーを利用して通院などをする際の運賃助成を行いますリフトつきタクシー等利用料助成事業で32万6,000円ほど、3つ目が、介護者同士の交流会ですとか介護に関する研修会などを実施しております家族介護継続支援事業、こちらはおおむね人件費以外の事業費はかかってございません。

2点目の事業としましては、認知症サポーターを養成しております認知症サポーター養成支援事業、こちらが3万4,000円ほどです。

3点目としまして、成年後見人の申し立て等についての支援を行っております成年後見制度利用支援事業、こちらが15万4,000円ほどです。

4点目といたしまして、高齢者の安否確認等を目的としている事業としまして4つの事業がございまして、1つ目が、お弁当などの配達を行っております食の自

委員 長
渡 邊

立支援事業、こちらが1,035万1,000円ほど。2つ目が、電話による安否確認ですとか定期訪問などを行っております高齢者見守り支援センター事業、こちらが393万8,000円ほど。3つ目が、高齢者専用住宅の入居者の日常生活上の安否確認ですとか緊急時の対応等を行っております老人特定目的住宅管理運営事業、こちらが291万2,000円ほど。最後になりますが、乳酸菌飲料の配達を行っております友愛訪問事業、こちらが285万5,000円ほどで、以上が主な内訳となっております。

ほかに質疑ございますか。

338ページの介護認定審査会費、ここで委員報酬460万4,200円を支出しております。事務概要の102ページの(3)において、判定結果状況では、認定該当者2,786名に対して、合議制の審査会が何回開催されたか、またそれに要した所要時間。なお、市の特別職、非常勤の報酬では、この審査会の委員には日額となっております。その日額となっている根拠についてお伺いします。

もう一点、先ほど安楽委員からありました決算書350ページ、支援事業2事業についてなのですけれども、先ほど事業の内訳を安楽委員はお聞きしておりました。この2,147万5,109円の中に13節、細節の委託料も含んでいるのではないかと思います。この2,147万5,109円の中に13節、細節の委託料も含んでいるのではないかと思います。この2,147万5,109円の中に13節、細節の委託料も含んでいるのではないかと思います。この2,147万5,109円の中に13節、細節の委託料も含んでいるのではないかと思います。

谷本主幹

まず、認定審査会の関係で開催回数ですが、4つの合議体がありまして、各24回開催されておりますので、計96回の開催でございます。1回当たりの平均は約44分でございます。

あと、日額となっている根拠ということですが、特別職の報酬で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表の12項に金額、日額ということで規定されております。これは、職務の実態や開催方法などを考慮して、日額とするのが相当だということで、そういうものを考慮して日額にしてございます。

土橋課長補佐

ただいまの任意事業の委託料を含んでいる場合の主な中身につきまして、家族介護用品の支給事業は、市内のドラッグストア等に委託しておりまして、事業対象者が助成券と介護用品の引きかえを行うような中身のものとなっております。

2点目、リフトつきタクシー等利用料助成事業は、市内タクシー事業者に委託しておりまして、事業対象者が助成券でリフトつきタクシーに乗車させていただくものです。

3点目、老人特定目的住宅管理運営事業は、滝川市シルバー人材センターに委託しておりまして、入居者の安否確認を行う内容となっております。

友愛訪問サービス事業は、乳酸菌飲料配達で安否確認を行うもの。それと、食の自立支援事業は、弁当の配達を行って安否確認をする内容。最後に、高齢者見守り支援センター事業は、電話ですとか訪問などで安否確認を行う内容の委託内容になっておりまして、最後の3つの事業につきましては、いずれも滝川市社会福祉協議会に委託してございます。

契約方法につきましては、全て随意契約となっております。

渡 邊

審査委員の報酬なのですけれども、4つの合議体に分かれて24回、計96回ということで、44分の所要時間。日額の根拠は、確かに条例で説明すればそれで済むのですけれども、この時間と日額、会長で1万2,000円弱と委員で1万1,000円弱だと思ったのですけれども、こういう日額報酬とこの時間とで整合性がとれるのか。その日額に当たる報酬の根拠、わかる範囲で伺います。

それと、任意事業ですけれども、おおむね社協のほうの事業になって、それを分

別してというようなやり方になっているのかなと思うのですが、随契というか、それしかなければそれでしかできないのか、ほかのこういう事業をやりたいというか、そういうようなものがあるのかどうか、もしあればどういうことを考えているのか、この2点だけ伺います。

谷本主幹

1回の開催時間に見合う額かということですが、先ほど平均44分と言いましたが、実は前の週に審査会の資料をお送りしていきまして、その読み込みとか検討の時間に委員さんは相当要しているということは認識しておりまして、結構大変な作業をしていただいているという認識は持っております。この金額が妥当かどうかということにつきましては、今後他市の状況とかも調査して、考えてまいりたいと思っております。

土橋課長補佐

随契の社会福祉協議会に委託している関係なのですが、ほかの事業等については特段考えてございません。

渡 邊

確かに準備の時間で、そういうような部分になるというのは十分理解します。年間24回ということですね。各合議体が24回やって、合計で96回。この4つの合議体というのは、全て別々の委員ということだと思っております。それでなれば24回、各1つの合議体でやっていると。年間でやると、月2回ほどですね。何を言いたいのかというのは、今の日額報酬とその所要時間だけから考えるのですけれども、それであれば月額の報酬に見直すというような考えはあるのかどうか、伺います。

国嶋部長

今ご質疑にありましたように、月2回ということですので、現時点では月額報酬への変更は考えておりません。ただ、先ほど主幹からご説明いたしましたように、その職務内容から、委員の確保に非常に苦慮しております。また、審査件数がふえた場合、合議体の増もあり得ます。その際には、他市の状況も見ながら検討はせざるを得ないと思っております。

委員 長
清 水

ほかに質疑ございますか。

351ページで、13節委託料の中、不用額について、配食サービスが見込みより低かったということですが、これは何種類かある委託料のうち配食サービスが最大ということだと思っておりますが、配食サービスだけにとったらどうだったのかということをお伺いします。

2点目は、374ページですが、西町デイサービスセンターの指定管理代行負担金についてですが、これについて3点あります。

1つ目は、介護報酬の大幅削減の中で行われた年度だったと思うのですが、西町デイサービスの指定管理者が相当苦勞されたのだらうと思いますが、どのような工夫をされたのか伺います。

2つ目は、指定管理を契約する場合に、そこで必要な人員については当然契約されているわけですが、どのような職種に何人ということでお伺いをいたします。また、その場合の資格要件についてもお聞きをします。

3つ目は、この西町デイサービスの利用者の中で、半日利用の方というのは何件か。何件のうちの何件でも結構ですし、何人のうちの何人でも結構です。

324ページ、歳入、介護保険料ですが、1号被保険者の調定額7億1,900万円余りに対して収入済額が7億円余りだと。まず、第6期保険事業計画で、この年度から保険料が変わりました。基準額は前期より9.9パーセント増で、市民税非課税世帯でも3,960円上がるなど、被保険者の生活等への影響は大きかったと思います。先ほどいただいた資料では、道内で19位。35市中19位ですので低いほうではあり

ますが、最高の旭川市の5,835円よりは935円安い、一方、最低の登別市の3,700円からは1,200円程度高いということですが、いずれにしてもその影響をどのように考えているか伺います。

滞納によるサービス低減の状況について。普通徴収で滞納すると、期間等によって1度10割支払わなければならないということや、給付率そのものが引き下げられるということが法律で決まっていますが、この実施の有無や件数、金額について伺います。

保険料減免の実績について伺います。

歳入増と次年度繰り越し増の関係について伺います。保険料収入は、前年度比較で6,228万9,000円ふえています。歳入は、同じく1億1,000万円余りふえています。一方、保険給付費は、歳出で5,000万円ほどの増。以上から次年度繰越額が増加しているわけですが、繰越額はかつてない額になっているのではないかと、評価、実態を伺います。

滝川市の介護給付費準備基金残高は7,700万円余りと。ほぼこれと同額の繰り越し増ということになっているわけですが、なぜ積み立てなかったのかと思うのですが、積み立てについての基本的な考え方を伺います。

次に、介護保険の3施設入居者の食費、居住費軽減への預貯金調査についてですが、介護保険負担限度額認定証にかかわって、預貯金通帳提出者数と結果的に制限された人数は。また、金融機関への照会もかなりの仕事量になると思われます。その期間と職員配置について伺います。また、金融機関に支払う費用について伺います。

次に、訪問介護における家事支援ですが、これは、保険給付費の居宅介護サービス等給付費です。344ページ、2款1項1目について伺いますが、このうち訪問介護費は4,660件と事務概要でなっておりますが、身体介護と生活援助の内訳についてお聞きします。

次に、生活援助訪問介護については、市民が市内のある事業所から、息子の同居を理由に、受けるのは難しい、市役所で確認をとってきてと説明されています。包括支援センターで利用者の状況を具体的に判断し、サービス支給できますと判断をしていただけたので、解決はしております。しかし、サービス事業所やケアマネージャーの対応は不十分だったと言われています。こういった状況の改善の対策について、保険者として、また包括支援センターを持つ市としてどのように考えるのか伺います。

次に、指導監査についてですが、これは336ページの総務費、総務管理費の中に含まれると思いますが、市内のサービス事業所に対する指導監査についてですが、地域密着型サービス事業所が10カ所及び包括支援センターの介護予防支援事業所1カ所の合計11カ所が対象になっておりますが、2015年度に行った指導監査業務の概要について伺います。

木村係長

まず1点目、介護保険料引き上げの影響という部分についてですけれども、介護保険の対象となる第1号被保険者の方々においては、たとえ年間数千円といえども年金でぎりぎりの生活を送っている高齢者の方も多く、生産年齢の方々とは違いましてこれからの増収というのは見込めないことも、窓口ですとかご自宅への訪問、またお電話による応対において日々感じております。このような事情を踏まえまして、安易に保険料を上げないよう取り組んでいきたいと考えております。2点目、滞納によるサービス制限の状況についてということで、その中の1つ目、

1度10割を支払う償還払いについてということですが、27年度においては償還払いの対象者はゼロ件という実績であります。

次に、給付率の引き下げ実施の有無、また件数と金額というところでありますけれども、給付率の引き下げは、1カ月間の引き下げというものが1件ございました。ただし、その間保険給付というのは利用されてはいらっしゃらなかったもので、影響した金額はゼロ円ということになります。

続きまして、保険料減免の実績ということになりますが、平成27年度においては減免の申請等ございませんでした。

続いて、歳入増と次年度繰越額の繰り越し増の関係ということで、まずその中でも2点ございました。繰越額につきましては、国、道支払基金からの負担金及び交付金などの精算額ですけれども、3,256万円を差し引きまして1億936万円となっております。過去の計画の傾向を見ると、計画開始年は繰越額が多いと。また、最終年に向かって減っていくというような傾向がございまして、以前には最終年に基金切り崩しを実施した経緯というのもございまして、今後の推移を見越した計画となっております。また、今後においては栄町の3-3地区に新設される老健施設ですとか、あと緑寿園の建てかえというのも控えておりまして、現在の繰越金をこういった部分に活用していくことになると予想しております。

次に、積み立ての基本的な考え方ということですが、これまでの各期の計画期間における基金残額の推移なども踏まえながら、基金への積み立てについては適切に検討してまいりたい。また、より安定的な介護保険制度の運営を行っていきたいと考えております。

次に、介護保険3施設の入居者への食費、居住費軽減への預貯金調査ですが、その中で、預貯金金額の申告は全員必要ということがありますので、607件提出していただいております。

続いて、預貯金等資産が上限額を超過して軽減非該当となった方につきましては、8件ということになっております。また、8月からの更新に係る審査は、7月上旬から下旬にかけて現在の職員体制で審査や照会をしているという状況であります。

その中の3点目、金融機関に支払う費用ですが、預金調査のために金融機関に支払う費用については、平成27年度においては発生はしていないという状況になっております。

続いて、訪問介護における家族支援についてということでございます。身体介護と生活援助の内訳というご質問だったので、対象が4,660件ということでございまして、全ての実績を1件ずつ確認しなければ把握ができないということもありまして、把握はしておりません。

続いて、生活援助訪問介護についてご質問いただいた部分ですが、こういったケース、事業所の対応に対する苦情などあった場合については、そのような苦情があった旨を事業所にお伝えいたしまして改善をお願いするというようなことで、適切に対応してまいりたいと考えております。

土橋課長補佐

市の指導ですとか監査業務について、昨年度に行った対象となりますのは、地域密着型サービス事業所が10カ所、地域包括支援センターの介護予防支援事業所が1カ所、そのほか、ことし3月から実施となりました介護予防日常生活支援総合事業の事業所が20カ所ほどございまして、全部で合計31カ所となっているところでございます。

その業務の概要といたしましては、まず業務管理体制の整備ですとか運用状況等の確認を行っております、おおむね6年に1度ほど実施している業務管理体制の整備に関する検査ということ。それと、利用者への虐待防止等も含めまして、サービスの質や確保の向上等、そういったことのために行っております指導ということがございまして、それは新規開設の場合については随時ですとか、通常それ以外は3年に1回程度実施しているところです。

それと、地域密着型サービスの取り扱いですとか介護報酬の請求等について、不正だとかそういったことを対象に随時行います監査、そういった業務のほか、日々行っていることなわけですが、事故や感染症の報告があった場合ですとか、事業所からの申請、届け出等、そういう個々の改善事項等があった場合などに行っております指導監督ですとか、大まかなもののみ挙げさせていただきますと、概要としてはこういった業務になるかと思います。

鈴木係長

まず、委託料の中で不用額が発生した理由なのわけですが、こちらについては配食サービスにかかわります見込みが達成しなかった理由ということでお答えしたいと思いますが、それにつきましては、見込みよりも利用者が少なかったということについてなのですが、主に施設入所されたりですとか、サ高住の類いの高齢者向けの住宅に入所、あとは入院ですとか、中には口に合わないために途中で食事をやめたいという方が想定より非常に多かったということが主な要因かと思われま

す。続きまして、西町デイサービスセンターの代行負担に関することなのですが、介護報酬が下がっている中、どのような形で経営努力されているかということだったわけですが、西町デイサービスセンターにつきましては、利用者数については実は伸びております。その中については、事業団側のきめ細やかなサービスの提供ですとか、ニーズに合った、そういうサービスの提供に努めてきている結果伸びていることで、そういう努力、工夫はされているかと思

います。続きまして、指定管理の人員について、資格要件に関する部分なのですが、デイサービスセンターにつきましては、社会福祉協議会の事業団のほうの委託、指定管理ということで、その中で経営しております介護報酬等について適切に運営されて、している事業でござい

ますので、法にのっとった形で人員配置ですとか職員配置を行っている状況でござい

清水

ますので、こちらのほうでは人数ですとかそういうものについては把握してございません。次に、西町デイサービスセンターの半日利用の人数についてなのですが、こちらのほうについては、半日利用の人数までは把握してございません。まず、基金積み立てについてですが、国保の準備基金の場合、会計のその年度を終えた時点での資金に不十分な点はないかとか、次の年、またその次の年大丈夫かという一つの大きい判断基準になっているということからいうと、今の答弁は適正に対応しているということだけだったのですが、積み立てすること自体はそれほどの実務ではないと思うのです。だから、国保のように、一定の時期に積み立てて、そういうふうに客観的に判断できるような形にすることはできないのか、またその必要性について伺います。

2点目は、預貯金調査で金融機関の費用が発生していないというのはよくわからないのです。607件もの調査を全国の金融機関に対してかけるわけですから、恐らくそうだと思うのです。そうでないのか、例えば北洋銀行滝川支店といったら、北洋銀行滝川支店の中で動いたお金だけを調査するので、お金は発生していないのか。

銀行にとっては物すごい業務だと思うので、なぜ費用がかからないのか、国との関係で何か契約等があるのか、その点について伺いたいします。

次に、訪問介護について、身体介護は把握していないと。結局、レセプトチェックがされるということからいって、介護保険の場合は国保連合会だと思いますが、そちらのほうでやっているのか、滝川市としてはチェックする必要はないということなのか。身体介護と生活援助程度の把握もしていないというのは、要するに滝川市にはそこを分析したりする役割そのものがないのだということによろしいのか伺いたいします。

配食について私がお聞きしたのは、幾らの見込みに対してこれだけ余ったのかということをも再度お聞きいたします。

西町デイサービスについては、指定管理者はその中が適法に行われている。適法に行われていけばいいということではないのです。指定管理制度というのは、法律にのっとって、具体的にここまでこうやるのだぞという、そういう目標だとかそういったことを、サービス要綱とか、指定管理契約作業要綱とか、当然そこで定めているわけです。それに対してどうだったかということをも毎年チェックしないと、指定管理は成り立たないのです。ですから、今の答弁では私は納得いきません。

また、半日利用についても、指定管理しているところでどういうことが起きているかということそのものですから、委託、指定管理をお願いしている側にとっては、ここも把握していないということは、要するに指定管理のしっ放しというふうにとらざるを得ないので、伺いたいします。

国嶋部長

1点目、操出金についてですけれども、まず介護保険特会の場合は、3年間の計画の中で運用しているということ。また、先ほど説明いたしましたように、初年度は高くなる傾向にあるということ。ですから、1年単位での精算、またその時点についての、現時点での必要性は感じておりません。ただ、委員がおっしゃるように、その金額の多寡、また今年度、28年度の実績を踏まえた上での基金への積み増し、取り崩し、それはその都度適切に対応してまいりたいと考えております。

土橋課長補佐

2点目の金融機関照会のお話なのですけれども、27年度から国が制度設計を始めた制度でして、28年度から、委員さんおっしゃられたとおり、費用がかかると聞いております。

次の身体介護の把握をしているかどうかということで、国保連がやっているから私どもは一切把握しなくていいのかというふうには捉えていないのですけれども、さまざまな業務の中で、例えば分析が必要な場合には当然そういうこともしなければならぬ必要性は感じますが、現時点においてそういう細かな分析を全てにおいてというような必要性は感じていないということです。

それと、先ほどご答弁申し上げました指定管理で適法に行われていけばよいということではないという趣旨のご質疑なのですけれども、私どもはそういう意味で申し上げたつもりはなくて、ちょっと言い方も悪かったのかもしないのですが、申し上げたかったのは、人員配置で必要な資格につきましても、指定権者において、指定の申請の際に基準に示し合わせて指定権者が適切に人員基準をクリアしているという判断の上で、それで営業できるだけの指定という声をいただいて行っておりますので、そういう意味で、適法に人員基準を満たした上でやっているという意味で申し上げただけです。

鈴木係長 不用額、食の自立支援事業についての中身なのですけれども、当初見込んでおりました金額が1,516万6,000円に對しまして執行額が1,034万3,960円ということで、不用額となった結果の金額が482万2,040円となっております。

そして、西町デイサービスセンターの半日利用、それについては、利用実態についての把握につきましては、詳細に把握すべき部分については、例えば利用時間別ですとか介護度別、そういうものの具体的な部分、いろんな詳細な部分が出てくるかと思いますが、そういう部分の全ての把握が必要だという解釈にも捉えられるかと思うのですが、運営については実際に黒字経営されている、そういう事業形態でございますので、把握する務めについては努力したいと思っておりますので、このような形で努めてまいりたいと思っております。

清 水 1点だけですが、配食サービスが見込みより、1,500万円余りが1,100万円ぐらい。これまでこれほどということとはなかったのかと思うのですが、例年この程度があるのかということと、何かこの年に新しい施設が建って、サ高住等が建って、大きな動きがあったということなのか。それとも、配食サービスの業者さんによってはおいしさだとか、一定の評価というのはあります。これは非常においしくなるとか内容が悪いとかということであわさが広まって取りやめする方がこの年に限っていたとか、何かそういう特定の状況があったのではないかという疑いもあるのですが、その点について伺います。

鈴木係長 いろんな諸事情がありますので、正直申しまして、具体的なことについては正直把握し切れない部分がございます。昨年度以降の実績との比較となりますと、昨年の事業内容等もかわってきますので、ここでお答えする部分ではないかと思っておりますので、申しわけございません。よろしくお願いします。

委員長 ほかには質疑ございますか。

副委員長 1点目、336ページ、337ページの一般管理費からお伺いしますが、職員が前年7人から6人変わっておりますが、この要因について伺います。

2点目、342ページ、343ページの総務費の中の趣旨普及費についてお伺いしますが、ここで印刷製本に131万5,000円ほどかかっておりますが、この趣旨、内容について伺います。

3点目、344ページ、345ページの保険給付費の中の居宅介護住宅改修費等なのですが、居宅介護住宅改修と介護予防住宅改修についての前年実績と27年度の実績を伺います。

最後になりますが、介護に要する人員というのが今後ますます大変ではないかなと思っておりますが、将来的なことを見据えて、今後の取り組み、行革等々のことがありましたら、お伺いしたいと思います。

委員長 今後の取り組みについては、もう少し違う形でお願いしたい。要するに決算なので、もし変えることができるのであれば、質疑の仕方を変えてください。

副委員長 要するに人件費というのは、占める割合、固定費の中でも大きいものがあると思います。いわゆる市の健全な財政を培っていくためにも人件費の問題というのは切り離せないと考えますので、介護の関係の人件費についての考えをお聞かせ願います。

谷本主幹 住宅改修の関係で、前年実績と今年実績ということで、件数、金額ですが、介護1以上の居宅のほうの住宅改修で、平成26年度は件数は111件、金額は680万1,571円に對して、平成27年度決算は件数が156件、金額が1,128万9,495円となっております。支援1の予防のほうの住宅改修ですが、平成26年度が76件462万1,369円、

平成27年度決算が74件588万4,393円。合計です。26年度、両者合わせまして187件の1,142万2,940円、平成27年度が230件の1,717万3,888円となっております。

土橋課長補佐 1点目の職員が総務管理費の中で7名から6名に1減になった要因ですが、当時、26年度におきましておりました課長補佐職が1名減になってございます。

2点目の趣旨普及費の131万円の主な内訳なのですが、計画策定の年に市民の皆様にお配りさせていただいておりますサービス利用の手引きという冊子がございます。そちらの製本等、そちらに100万円ですとか、広報たきかわの折り込み等々、そういった関係で、計画策定年に特有の理由で使ったものになってございます。

国嶋部長 人件費の考え方でございますけれども、会計の固定費として人件費が占める割合もふえてきております。また、事務作業等も、いろんな制度改正に伴いましてふえてきている部分もございます。したがって、人件費も伸びているわけでございますけれども、イコール全体の会計、ひいては保険料に影響する部分もございますので、これについては適正に把握していきたい。ただ、いろんな会計制度のあり方については、滝川市としてもできるだけ少ない人員で最大の効果を上げられるように努めて、継続してまいりたいと考えております。

土橋課長補佐 先ほどの趣旨普及費の印本費の中で、計画策定年に特有と申し上げましたのは、手引きの印刷の部分でして、広報たきかわは毎年やってございますので、その点だけ説明が混在しましたので、訂正します。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたします。

以上で認定第4号の質疑を終結いたします。

ここで若干休憩をいたします。

休 憩 11:13

再 開 11:20

委員長 それでは、会議を再開いたします。

認定第3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 それでは、認定第3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

高瀬部長 (認定第3号を説明する。)

伊藤課長 (認定第3号を説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

山 口 305ページの備考の施設等修繕料なのですが、修繕の基本的な考え方は、壊れたところから申請があつて、行ふのを主体的にしているのか、それとも年度計画というか、今年度は集中的にこういうところをやるといふもので実施したのでしょうか。

鎌塚係長 修繕の考え方ということで、修繕の中には、一般修繕と空き家修繕ということがございます。一般修繕は、主に入居者がいて、日常的に生活されている住戸、空き家修繕は、名前のとおりなのですが、退居して、入居する間の、生活される方

がいらっしゃらない住戸、この2つに分かれるのですが、どちらにしても修繕という観点は同じなのですが、修繕の考え方としましては、まずは、当然入居されている一般修繕につきましては、入居者が生活において、日常的な生活に影響を与えるような症状が発生した際に随時連絡をいただいて、実際に訪問して状況を確認して、必要に応じて対応しているというのが実態でございます。

また、空き家修繕においては、当然次の入居者に紹介するための準備を整えるための修繕でございますが、団地によってというか、地域によって、登録している、待っている入居者がいない場合もございます。そういった場合は、登録状況を見ながら修繕対応しているというのが現状でございます。年度当初から固定した修繕、確定したもので決めているということではなくて、修繕は緊急修繕ということがメインにありますから、随時状況に応じて対応しているというのが現状でございます。

委員長
関 藤

ほかに質疑ございますか。

例えば市営住宅の入居者から、今ご答弁であったように、日常生活に影響を及ぼすような内容が生じて連絡があった場合にそういうのは検討するということで、例えばこういうご相談を受けたことがあるのですが、テレビや何かの配置をするときの線の配置、部屋から部屋にまたがる場合、壁に穴をあけて、そこに配線を通して、出るときにはそれをもとに復元して出ていってくださいという言い方をされたそうなのですが、それを復元するのにもお金がかかるので、戸の間を通してということになると、戸を閉めるとその部分だけすき間ができて冬は寒いと、そんなご相談を受けたことがあるのですが、例えばそういった修繕だけに限らず改修的な内容について、生活に影響を及ぼすような内容が相談に来た場合は、そのような実例は27年度中には何件ありましたか。

鎌塚係長

例えばということでテレビの配線の事例が今出されましたが、日常的に線を部屋から部屋にはわせたいというときには、基本的には躯体に傷をつけないということを条件にしておりますので、壁に穴をあけないで対応していただくというのが基本です。ですから、今お話あったとおり、扉を通して線をはわせるので、すき間は当然できます。そういった場合に、すき間風の対処であれば、すき間テープなどがホームセンターで売っていますので、そういうので対応していただいている方もいらっしゃいます。躯体は基本的には傷をつけないという、建物には傷をつけないというのを基本的な考え方として持っておりますし、そういう説明もさせてもらっています。

ただ、相談がなく勝手にやってしまったといった場合があった場合、それは当然復旧、直していただくというのが前提にあります。直すということも、壁全面を新しいものに取りかえるのかもそれは直し方の一つで、穴をふさぐ作業というのはほかの作業も考えられますから、壁を丸々1枚取りかえるのではなくて、穴を埋める、ホームセンターでそういう素材が売っているのであれば、それでも別に構わないという確認はしております。ただ、それはあくまでもやってしまった結果の対処であって、基本は躯体に傷をつけないということを条件にしておりますので、極力、部屋をまたいで線をはわせるということであれば扉の間を通していただいて、すき間が気になるのであれば、先ほどお話しさせてもらったとおり、すき間テープで風をふさいでいただくような形でご協力いただくというのが基本と考えています。

27年度にそういう事例があったかということなのですが、私が記憶している限り、

委員長
清水

27年度においてそういった相談は受けていなかったと思います。ただ、部屋と部屋の間のみならず、ベランダだとか、FFストーブだとか、要は、同じなわけですけれども、躯体に傷をつけてしまう、穴をあけてしまって何かを取りつけるというご相談あります。クーラーだとかも含めて。そういう相談があった場合は、先ほどと同じ回答になるのですけれども、躯体には、耐久性の問題もございますし、傷をつけないで対応できる取り組みをしてくださいということでご協力はお願いしております。

ほかに質疑ございますか。

306、307ページ、住宅建設費についてですが、近年建てられている新しい鉄筋コンクリートの住宅で、3年ぐらい前に江陵団地で15センチの厚みの壁にクラックが入って水がしみたと。非専門の人間にとっては、これは欠陥工事ではないかということで当時あったのですが、それは欠陥工事ではないということは、理解したのですが、この年度でそういったような事例はあったのか伺います。

多少小さいですが、戸車の滑りが悪くて戸車を交換したとか、建てた後にいろんなふぐあいがあつて調整に来るということはあると思うのです。そういったことについてどのように把握をされているのか。

304、305ページ、市営住宅管理費で、まず住宅の前に、畑というか、土の部分がありますが、結構近年若い方が入ったり高齢者が入って、それを活用しないということがある。草刈りだとかでされているのはわかるのですが、入居者の家族の方が来て入居者の分の畑をやったりするのは、これは家族の関係で、ごく自然なことで、それについて物は言わないですけれども、ほかの用地にまで広げて耕作をしている。これはいき過ぎではないかと思うのですが、自治会がいいと言えばいいのか、それともやはりいき過ぎなのかということでお伺いいたします。

同じく住宅管理で、深夜零時を回った時間に2時間も3時間も非常にうるさいということで建築住宅課に電話をしたら、それは自治会の仕事で、建築住宅課の仕事にはなりませんという返事をされて、それでいいのかと言われたのです。その方は、端の方が騒いでいて、うるさい。通路が一緒なので、10戸は全部うるさいのだと思うのです。そういうことで、注意するのも怖くて注意しないという話もあるのだけれども、他人に迷惑がかかるような入居者は退居も含めて指導することができるのではないかと思うのですが、それも同じように自治会の話なのか、建築住宅課も責任があるのか、どのように考えるのか伺います。

298、299ページの繰入金ですが、他会計繰入金、収入済額2億2,000万円、この内訳について伺います。

住宅管理費についてですが、まず12節、手数料の内訳について。材料費がかからないドア調整やサッシ調整などの費用が手数料、また屋根の除雪なんかも手数料に含まれているということなのですが、財務規則にはそう書かれているのだと思うのですが、なかなか我々にはわかりづらい項目分けですので、手数料にはどういうものが含まれるのか伺います。

次に、業者発注ではなく、シルバー人材センターに発注する場合があると思うのですが、この場合の節の区分は修繕費でやられているのか、また別の形で行われているのか。また、シルバー人材センターについては、契約時間の決め方や時間単価の決め方について、その都度ということではなくて、1年間にわたって単価契約等でやられているのかについて伺います。

次に、13節委託料の主な内容と金額、発注先。14節については104万円が該当する

と思いますが、主な内容と金額、発注先。15節工事請負費の主な内容と金額、発注先を伺います。

次に、11節の修繕料について、修繕の種別ごとに17種類に分けて発注されていますが、屋根修繕や畳補修、清掃、給排水設備修繕、電気補修などで10万円未満の場合、それぞれの専門の職種別の業者に発注書ということで伝票発注を行っているとして2年前の決算委員会で答弁されておりますが、参考見積もりは複数社からとっていないということか確認します。

次に、江南団地、北辰団地の入居状況について。また、これに関西団地を加えた古い団地の退去時の原状復旧について、修繕費などを請求している事例の概要について伺います。

最後、2階建て市営住宅の屋根雪処理について、まず建てかえた泉、江陵団地は市が行っておりますが、従来、古い団地の関西、滝の川、新興は入居者が行うこととなっています。違う理由について伺います。

次に、泉、江陵の1棟当たりの屋根雪除雪の費用について伺います。

次に、従来団地2階建ての雪庇落下による人身事故がもし起きた場合、責任は市にないと考えているのか。また、1階も高齢化でつらら落下による人身事故の危険性がありますが、ここでは2階で高齢者が雪おろし作業をする危険性についてどのように考えているのか。

屋根の除雪にかかわって、大体5万円から10万円、1棟当たりで発注されていると思うのですが、例えばベランダ側の除雪の場合、かつて一の坂団地でベランダ側から落下して、外に傾斜があつて、傾斜に滑り込んでベランダから氷が入るということがあつてから、ベランダ側の排雪あるいは除雪をするようになっているのですが、トタン屋根の屋根除雪を発注した場合、上の処理と下の処理、あるいは防水型の場合の上の処理と下の処理、どのような発注をされているのか。伺います

鎌塚係長

決算書306ページ、307ページの建設事業費、建設した団地で過去に、たしか外物置のコンクリート部にクラックが入って水がしみ込んだという事例をお話しされているのかなと思いますが、27年度も同様の事例があったのかというご質問ですが、把握している中で27年度においてはございません。特に現地自治会、入居者からの連絡も受けていない状況でございます。

また、戸車だとか、そういった交換、ふぐあいの把握ということですが、建設された当初でそういう症状があれば、当然実施した事業者に対応していただきますが、そこから3年、4年と普通に経過していく中で発生した場合は通常の修繕で対応していきますので、建って何件そういうのが発生したかとか、ふぐあいが発生したかという件数、詳細までは把握しておりません。

続いて、304、305ページの市営住宅管理費で、畑の管理のご質問かと思えます。平家でいえば、いわゆる南庭、南側に畑が設置されておまして、1戸の住戸に対して1つの畑がございます。当然それは、その入居者が管理していただいているということになります。多分ご質問にあったのは、中層住宅、集合団地、いわゆる自治会が結成されているようなところのお話かと思いますが、当然そこについても1戸に対して1つの畑が当たるような形で設置はさせていただいております。

ただ、お話の中にも触れられたかと思いますが、年代だとか入居されている世帯、单身も含めて入居者によっては、畑の作物も別につくる予定もないし、管理もな

なかなか難しいとなった場合、ただ、当たっている分の管理については、使わなくても、これは平家も同じですが、草刈りだとか管理はしていただくと。特に集合住宅で、隣同士だとかにお住まいになっている方がもし、自分は使わないのだけれども、使いたいという方がいらっしゃれば、これは自治会ではなくて入居者間同士で、私の畑を使ってくださいということで、そのかわりに、借りた方も、当然自分の畑と借りた畑、2つになってもそれは管理をしていただくというような形で、基本的には1戸に対して1カ所の畑を用意するような形で設置はしておりますが、使い方によって、使えないだとか使わないということで、一方で使いたい、さらに使いたいということがあれば、入居者間でお話ししていただきながら管理していただいているというのが現状でございます。

次に、騒音の関係が出ていました。特に深夜2時間も3時間もうるさいというような苦情が出るというところで、基本的に連絡をいただいた場合、その音が発生していると思われるお部屋に出向いて、そういうお話が出ているのだけれどもどのような状況かということで、市のほうで訪問して聞き取りを行っています。

ただ、音の伝わり方、特に鉄筋の構造の中では必ずしも窓なり真上ということでない事例も実際ございますので、単純に真横、真上、真下の聞き取りもしますが、なかなかそこでは、逆に長期不在だったり、普通にそんな深夜起きていないような世代の方々だとか、実態が判明しない事例もございます。そういうことで、すぐには解決しない部分もございますが、基本的に対応は市で行っていますので、騒音が出ているからといって、そこに住んでいる人たちで解決してくださいというようなやり方はとっておりません。こちらとしてもしっかりとそこにかかわって対応させていただいております。

次に、298、299ページの繰入金の中その他会計繰入金の中で、2億1,867万4,000円の内訳の確認かと思えます。これにつきましては、建てかえ事業含めて、一般交付金が今は一般会計に一回全て入って、そこから各特別会計に繰り出されるという仕組みになっておりますので、一般会計にまず入って、それから特別会計に必要な分が繰り入れられているという形になっています。

中身につきましては、大きく分けて2つあります。過去の公営住宅の家賃負担分で補助されていた、いわゆる三位一体改革で税源移譲された部分が5,100万円ありまして、残り1億6,767万4,000円が国費の補助分となっております。この1億6,767万4,000円については、先ほどの307ページの備考欄に記載しております建てかえ事業、この工事の国費分の額に相当する部分となっておりますので、この事業に係る国費分となっております。

304、305ページの市営住宅管理費の部分について、12節の手数料の内訳ということで、1点目のご質疑としましては、手数料の件数、内容についてのご確認ということかと思えます。修繕に伴う手数料としての件数につきましては、修繕の内容によって支払いの支出科目が修繕費ですとか手数料に分かれますので、詳細として手数料のみの修繕対応件数ということの把握は行っておりません。管理は行っていないので、お答えできない状況でございます。

手数料の決算額としましては1,132万5,688円となっておりますが、そのうち維持管理に伴う手数料としての支出は1,056万1,118円であります。これにつきましては、修繕において、業者発注のほかにも、直営作業で出ますごみの処理費用ですとか、あと団地設備点検の費用、こういったものも含んでおります。また、これ以外の手数料支出としましては、口座振替手数料ですとか、法的措置に伴う収入

印紙代など、あとは職員の健康診断料などもこの手数料には含んでおります。

2点目は、材料費がかからない作業についてのご質疑です。維持管理に伴う手数料支出につきましては、基本的には全て業者発注を行っております。また一方、直営で作業している部分につきましては、建具だとかそういう調整の手数料になりますけれども、直営の場合は特段手数料としての支出はございませんので、直営作業分の費用についてはこの手数料には含んでおりません。あくまでも修繕費というのは、ものを交換したり、もの自体を取りかえたり、直したりというのがあるのですが、手数料としては、ものを変えずに調整だとか清掃だとか点検だとか、そういう備品、商品、部品だとかの取りかえを伴わないものを手数料として支出しております。

シルバー人材センターへ発注している内容についての確認ですが、シルバー人材センターへ発注している内容につきましては、年2回、平家団地の空き住宅における草刈り作業を発注しております。1点目、こういった区分で支出しているのかというご質疑ですが、シルバー人材センターに草刈りを依頼している作業としては、委託料として支出しております。

また、2点目の契約時間の決め方ですとか時間単価の決め方のご質疑ですが、委託発注で時間ですとか単価、こういったものを契約するのではなくて、発注書で作業団地ですとか作業範囲、また作業期間を定めて契約しているので、委託料としてこういった中身で契約をしている状況にございます。

13節委託料の内容の確認について、委託料の主な内容、金額、発注先になります。エレベーター保守管理業務として日立ビルシステムへ委託しまして、854万640円で契約しております。同じく日立ビルシステムへ委託している設備監視及び設備保守管理につきましては402万6,996円であります。公営住宅修繕対応及び維持管理業務としてシルバー人材センターへ委託しているのが、190万9,600円で契約しております。同じくシルバー人材センターへ委託している公営住宅管理維持業務につきましては、28万9,575円で契約しております。受水槽、高架水槽及び水質検査につきましては星友環境サービスへ委託しておりまして、80万3,952円で委託しております。東団地、開西団地、緑町団地、江南団地、こういった平家における冬期間の空き住宅の除雪作業の業務を委託しているのですが、東団地では住友組と19万4,400円で委託しております。開西団地では新井建設と12万9,600円で委託しております。緑町団地では今野組と7万9,920円で委託しておりまして、江南団地では協立土建と7万3,440円で委託しております。駐車場の管理業務として、中層住宅、高層住宅になりますが、駐車場が整備されている団地になります。駐車場管理業務として各自治会へ委託しておりますが、総体として273万5,562円で契約しているものが主なものとしてあります。その他、事務作業の中で、公営住宅システムなどがありますから、そういったシステム管理の委託も合わせまして、委託料の決算額は2,007万9,925円となっております。

14節使用料及び賃借料の項目の主な内容と金額、発注先の確認のご質疑でしたが、使用料及び賃借料の主な内容につきましては、営繕、いわゆる修繕です。営繕及び収納管理に係る車両借り上げ料としまして、これは嘱託職員に対しまして、総体として48万円です。また、説明会で使用する地域にあるコミュニティセンターですとか、入居抽選会に使用しております滝川文化センターの会場使用料として2万4,070円。公営住宅管理システムの一式ですとか、また財務会計のシステムのリース料として、日通商事に52万2,984円として発注しています。こういったもの

がありまして、使用料及び賃借料の決算額は主なものを合わせまして104万190円ということになっております。

15節工事請負費の主な内容と金額、発注先ということですが、市営住宅管理費の中の工事請負費として主な内容は、開西団地外ガス配管改修工事、これは開西団地と東団地になるのですが、こちらは滝川ガスと契約しまして、669万600円で契約しております。みずほ団地4号棟のロスナイベアリング取りかえ工事がありました。こちらは環境制作と契約しまして、248万4,000円で契約しております。銀川団地の2号棟において非常照明器具取りかえ工事を行いました、坂本電気商会と192万2,400円で契約しております。滝の川団地14の5号棟の物置ドア取りかえ工事、建物の外に設置しておりますが、外物置のドアを取りかえしておりますが、こちらをジャパン・コルディアル・ホームズと139万3,200円で契約しております。みずほ団地3号棟、4号棟の自転車置き場の鋼製の建具設置工事を行っていますが、ハタダと129万600円で契約しております。こういった100万円を超える工事は以上で、主な内容としてご説明させていただきました。総体としましては、工事は13件ございまして、決算額は1,935万5,760円という形になっております。11節の修繕料について、修繕費用が10万円未満の取り扱いについてのご質疑でしたが、事務作業の根拠という形でまずは説明させていただきたいと思いますが、10万円未満の対応ですが、地方自治法の施行令第167条の2の第1項で随意契約について定められております。その中で地方公共団体の規則で定められることが記載されているわけですが、滝川市財務規則の第143条において随意契約ができる金額が定められており、修繕については130万円以下が随意契約の対象とされておまして、同じく同規則の第143条の2第2項では、1件の予定価格が10万円未満については見積もりの徴取を省略することができると定められておりますので、これをもとに、10万円未満の修繕におきましては見積もりを徴さず、発注伝票で業者発注を行って修繕を実施しているという状況でございます。

江南団地、北辰団地等々の管理状況ですが、まずその中の1点目が、江南団地と北辰団地の入居状況についてですが、平成28年3月末においては、江南団地では管理戸数108戸ございますが、そのうち2戸につきましては震災用、東日本ですとか熊本地震、こちらの災害用として政策空き家で2戸確保しておりますから、そのうち106戸を通常の管理として活用しています。106戸のうち25戸が3月末では空き家という形になっており、入居が81戸あります。入居率は76.42パーセントです。北辰団地において、管理戸数98戸ありますが、こちらにつきましては19戸が空き家で、入居は79戸ございます。入居率については80.61パーセントという形になっております。

開西団地も含めてこの3団地において、退去時の原状復旧についての修繕費の請求内容についてですが、退去者の個別に係る内容については、具体事例としてはご回答はしかねますけれども、自己弁償金、いわゆる入居者の責務において、修繕については退去時に請求しているという状況になりますけれども、ご質疑あった団地で主な内容としましては、各お部屋のガラス破損、ガラスを割ってしまったとか、住戸、建物の玄関の鍵をなくしてしまったですとか、壁に穴をあけてしまったとか、ふすまを破ってしまったとか、そういった生活における不注意で起きた損傷、こういったものを自己弁償金として請求しているのが実態としてございます。また、市営住宅の入居のルールを守っていただけない状態で生活をされた場合、通常の対応のほかに、畳の取りかえですとか、室内クリーニング

ですとか、そういった請求を行うこともございます。

最後に、屋根の雪の処理における管理状況について、1点目のご質疑では、建てかえ後の泉町団地及び江陵団地の2階建ての集合団地と開西団地、滝の川団地及び新興団地における既存団地で、市や入居者における対応の確認だったかと思いますが、まず開西団地や滝の川団地にある2階建て、いわゆる1階部分が居間となっていて、階段を上がって2階部分に部屋がある、いわゆるメゾネットタイプ、そういった団地については、片流れ屋根、片屋根、傾斜のかかっている屋根になっていて、いわゆる勾配がついています。ただ、雪が落ちないで軒先に雪庇ができてしまうということもございますので、基本的にはそのような状態になる前に、軒先に雪が落ちないで雪庇ができたときに、入居者が2階の窓から雪をつついて落としていただいておりますが、軒先の雪庇の状況ですとか、入居者が窓からの対応が困難だというようなことがあって市に相談いただければ、当該住戸に職員が訪問して、そういったお手伝いもさせていただいております。こういうのは平家も同じなのですが、屋根の軒先含めて通路除雪も、こういった平家、また2階建て、メゾネットタイプのところは、玄関前も含めて入居者で除雪管理、雪の管理をしていただいているということがございます。

ただ、江部乙にある新興団地、これは1階と2階が別部屋で、いわゆる重ね2階と言われる団地なのですが、こちらについても、今ほどご説明したとおり、雪庇ができた場合、2階の方が窓から雪庇をつついて落としてもらうような対応を求めています、これも同様に、そういう対応が難しければ市にご相談いただいて、市としても対応のご協力をさせていただいています。

あと、建てかえ団地の泉町団地ですとか江陵団地、建てかえで新しくなった団地の2階建てにつきまして、いわゆる陸屋根となっています。屋根の部分が真っ平らという形ですから、当然自然と雪が落ちるような勾配がついている屋根がございません。そのため、雪庇ができた場合には、業者に雪庇落としの作業を依頼しております。特にそういった建てかえた新しい団地、陸屋根の構造については、室内の排気口が外壁部分についていますから、雪庇で排気口をふさいでしまうといったようなことが起きます。そうなれば、当然そこにお住まいになっている生活者に支障を与えてしまいますから、そういう点で生活に影響を与えないためにも、業者に屋根に上がっていただいて落としていただくというような作業を依頼しております。

泉町団地、江陵団地の1棟当たりの費用がどのくらいかかっているのかということで、泉町団地の作業実績で1棟平均として確認したところ、3万3,480円でありました。江陵団地の2階建ての作業実績でいいますと、1棟平均としては4万4,434円でした。

既存団地の2階建ての団地について、事故が発生した場合ということで、その辺の市としての対応について、雪庇発生の際の対応は先ほどご説明したとおりであります、入居者が作業する際には、しっかりと入居者の安全確認をしていただくことが必要不可欠でありますし、これは平家の軒先の雪落としも同様と考えます。平家でも通路側から、よくホームセンターとかでも売っているのですが、軒先の雪をおろす長い棒状のもの、こういったもので平家の方も雪落としをしていただいております。そういった場合も、暖気のとときとかは一気に屋根雪が落ちてくる可能性もあるわけですから、通路除雪も含めて、除雪機を使う人もいますから、いろんな対応についてはしっかりと安全確認は必要不可欠であると考えてい

ますから、そういった部分は入居者が当然管理の中で実施していただく中で、しっかり安全確認をしていただきながら対応していただくということになりますし、対応が困難な場合はご相談いただいているというところがございますので、基本は借りている入居者が管理していただくというのが大前提でございますが、状況によっては市にもご相談いただいているという状況でございます。

最後に、高齢者の雪作業についてということですが、2階建ての雪庇の対応につきましては回答したとおりでございますし、当然2階の屋根に上ってということの作業はこちらとしても求めていませんので、安全装具も通常入居者は持っていないと考えますから、困難だと考えておりますので、2階の屋根に上がって作業するということは想定していません。先ほどの回答のとおり、窓から雪庇の対応ができなければ、市にご相談いただくというようなことをお願いしているということになります。

一の坂団地、滝の川団地の片屋根の中層住宅、4階建て、5階建てがあります。ご質疑の中でも触れられましたが、片屋根ですから、基本的には屋根の雪は落ちてという形になるのですが、1階の部分でどんどん堆積していくと、1階の堆積した雪が山になって、落雪した雪がはね返ってベランダに当たるだとか、そういったことについてですが、当然そうなれば、1階にお住まいになっているベランダ側にはじいてガラスを割ってしまうということも考えられますから、堆積した雪の状況に応じて、1階の部分も除雪は市が対応しております。

ただ、一の坂、滝の川以外の、いわゆる陸屋根のベランダ側ではね返ってまでくような事例はないので、一の坂と滝の川の作業は実績としてやっていますが、そのほかではございません。仮にそういうものが想定されたり考え得る状況になれば、随時その団地に応じて検討し、対応を進めていきたいと考えております。それでは、ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は13時といたします。休憩します。

休 憩 12 : 12

再 開 13 : 00

委員長

委員長

清水

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

清水委員の再質疑からお願いいたします。

修繕料、10万円未満のことなのですが、確かに財務規則等で、10万円未満の場合については別の見積もりは必要ないということは私も確認しております。ただし、公営住宅に関していうと、修繕料が6,000万円ぐらいになるわけです。6,000万円が10万円未満ですから、件数でいうと、要するに6,000件、7,000件、8,000件という件数になるのです。そういうものが果たして、別の見積もりをとらないで、いわゆる価格についての検討や、あるいはほかの業者、あるいはそのときにどこの業者に声をかけるかということが比較なしに行われるというのは、これはやっぱり財務規則、あるいは滝川市のそういった発注業務では特異な状況だと思うのです。そういう点で、別の見積書をとるということについてはとっていないということなのだけれども、業者選定についてはどのようにしているのかを再度お聞きをしたいと思います。

2点目、畑の関係、いわゆる土の部分の関係なのだけれども、私がお聞きしたのは、そこに入居していない人がいろんなところへ行って畑をつくっているということについてお聞きをしましたので、それは自治会の責任なのですかということでお聞きをしましたが、先ほどはあくまでも入居者同士の話をしておりましたの

鎌塚係長

で、私は入居者でない人が耕作をするという場合について再度お聞きしたいと思います。

江南、北辰、開西の退去時の請求についてですが、個別にわたらないということで、件数と総額でお伺いをしたいと思います。

最後に、2階建ての屋根の雪処理についてですが、結局、新興、滝の川、開西、この3つについては困ったら市に相談してくれというご答弁がございましたが、私がお聞きしたのは、仮に落下によって人身事故等があった場合の責任はどちらにあるのかお聞きします。

1点目、修繕の10万円未満の取り扱いということで、先ほど答弁させていただいた部分につきましては、あくまでも基本的な事務処理の流れにつきまして、規則含めて基礎となっている部分の説明をさせていただきました。規則にのっとっては、今再質疑の中にもありましており、見積もり合わせを徴することはしなくてもよいとはなっています。ですので、基本的に修繕は緊急発注、緊急修繕が多くございますので、なかなか一つ一つをじっくり精査して検討するという時間、水漏れだとか床落ちだとか、入所者の生活に直結するような事象に対してはすぐ対処しなければいけませんので、それをもとにすぐ対応しているというのが実態です。

ただ、時間的に余裕があったり、直し方だとか検討できる余地も含めて、それは金額にこだわらず、明らかに10万円を下回ろうというようなことが予測される部分についても、検討できる時間等あれば、複数業者から見積もりをとって、作業のやり方だとかそういった部分も検討しておりますので、100パーセント必ずとっていませんということではございません。状況によって見積もりをとって検討しているということでございます。

2点目、畑の使用ですが、先ほどは入居している入居者の取り扱いについてご説明させていただきましたが、入居していない人ということですが、基本的に入居していない人が団地の畑を使うということは想定もしておりませんし、考えてもおりません。仮に市営住宅以外に住んでいる方が、あいているからといって勝手に使っているという事象が発見されれば、当然その方々に指導、使用できないということで、許可することもしていけませんので、それは是正指導をします。

3点目、退去時の請求ということで、総額でいいますと、4件で17万4,332円がご質疑にあった団地の総額という形になります。中身については、先ほど答弁した中身です。

4点目、屋根雪の事故等の責任の問題ですが、基本的に賃貸契約でお部屋を貸しているという状況にございますから、その入居期間中、契約期間中の生活における部分については、入居者がしっかりと安全確認含めて、けがのないよう安心、安全に向けて生活していただくというのは、これは入居者の一部責務でもあるのかと思います。

ただ、対応が困難な事象、先ほどもご説明させていただいた内容にも触れますけれども、困難な部分については、その都度相談していただかなければ、私どもも何に困っているかということがわかりませんので、その都度相談いただいた中で、対応できることは当然ご協力していきたいと考えておりますし、その都度ご相談いただきたいと思いますので、基本的に契約期間中は入居者の責務によって生活していただきたいと思います。

ご質疑の中で業者選定の関係がありましたが、答弁が漏れていました。基本的に、

先ほどの答弁にも触れますが、緊急修繕が一般的に多くあるものですから、建築だとか電気だとか設備だとか、その種別、種別での業者、すぐ動けるところを確認して対応していただいているというのが現状ですから、多数ある中でゆっくりと一件一件当たってという時間を要することがなかなか困難ですから、すぐ動ける、また公営住宅の管理を経験しているところは公営住宅の修繕というものの経験値がありますから、そういう即対応できるところで対応していただいているというのが実態としては多くございます。

清 水

今の件なのですけれども、例えば設備関係、特に給排水についていえば、業者数もかなり多いと思うのです。それぞれの会社の規模もそんなに大きく変わらない。忙しい時期も変わらないだろうと思います。そういう点で、僕が見させていただいた中では、2社ぐらいが多いと感じたのです。恐らく十数社はあると思うので、その場合、例えばぐるぐる回すというようなことでやるのが公平かなと思うのだけれども、そういうことはされているのか。ぐるぐる回すというのは、前回ここに声かけた、次はここからとか、そういうことで伺います。

2点目、2階建ての古い住宅でお伺いします。要するに対応が困難だと。下からつついて、もう落ちないという状況をもって対応困難だと私は理解をいたしました。ただ、10年ぐらい前、滝の川団地で、玄関のひさしがついていないところがあったのです。それを私が質疑をして、ひさしがつけられた。1棟だけ残っていたのです。つけられたというときに、議事録にも残っていると思うのだけれども、屋根の雪は、つららができようが何だろうが入居者の責任だと。自分が上れないのであれば、お金出して雇ってやりなさいと。市には一切責任がないという答弁が出ていたのです。ただ、そういうことではないということを確認したいと思います。

鎌塚係長

1点目、設備の関係です。27年度の実績で使用した設備業者でいいますと、全部で13業者います。ですので、確かに業者によって、使用頻度、回数によっては偏りがあると思います。ただ、そのときそのときの連絡ですぐ動ける、先ほどの答弁と重なりますけれども、すぐ動ける体制だとか、設備ですと、配管だとか部品が伴うものもございます。当然そういう在庫を抱えている部分も、すぐ対応できるところも偏りもあります。そういった総体的なところも検討して対応を依頼しておりますから、結果として数値としては偏ることもございますが、実績として27年度は13業者の設備業者に依頼しております。

2点目、2階建ての雪庇の部分に関しまして、過去にそういうご質疑をされたという事例のお話がありました。先ほどと重なりますが、入居期間中は入居者の管理というものが大前提にございます。2階の屋根まで上るということは事実上困難でございます。先ほどの答弁と重なりますが、安全装置を含めて入居者が持っているということは考えづらいこともあります。できる対応としては、窓から長い棒状でつついて、軽微なものは落としていただく。それ以上堆積して雪庇が膨れ上がるようであれば、はね返りだとか、作業中に巻き込まれてけがするということも想定されますから、危険を感じる部分がございますら、入居期間中であろうとも市に相談していただくというのが私たちが今考えていることです。その事例、事例に合わせてご相談いただければと思います。

委員長
安 樂

ほかに質疑ございますか。

304、305ページ、それぞれ節区分の中で11節とか12節、この辺、科目がたくさんあって、その中の消耗品、それから手数料ということでゼロ執行になっているの

です。これは内部流用ということでわかったのですが、15節、1,935万5,760円というところで、予算と支出額が同じになっていてゼロ執行になっているのですけれども、どういう形でゼロ執行になるのか、ぴったり合うというのはなかなか難しいのかなと思うのですけれども、お伺いしたいと思います。

鎌塚係長 304、305ページでの15節工事請負費で、節の予算1,935万5,760円に対して支出済額も同額ということで、実質、予算に対して工事を実際実施する際に、当初想定していたときよりも実際に積算した段階で不足が生じたということが発生したときに、ほかの節から流用をかけて実際に工事を行っているということで不用額がゼロ円という形になっていますから、決算書では、補正をかけた場合は出てくるのですが、事務処理上、経理上流用という処理をした場合は出てきませんので、そういった場合そういうことで、決算書ではそういうところまでは把握できてない状況になっています。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたします。

以上で認定第3号の質疑を終結いたします。

若干、休憩します

休 憩 13:15

再 開 13:16

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

認定第7号 平成27年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

委員長 それでは、認定第7号 平成27年度滝川市下水道事業会計決算の認定について説明を求めます。

高瀬部長 (認定第7号を説明する。)

尾崎課長 (認定第7号を説明する。)

委員長 それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。

山 口 決算書14ページ、公共下水道事業なのですけれども、延長143.9メートルを実施したということですが、予定業務量は375.5メートル。大幅に減っているのですけれども、何か変更点とかあったのでしょうか。

山崎課長補佐 予算のときに国のほうの補償工事の関係がございまして、国のほうから大体このぐらいの延長を移設してくださいということで命令を受けておりました。その後、細かい精査があった中で、最終的に移設が必要となった延長が143.9メートルということで、当初の分より減っている、そういった状況でございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

渡 邊 24ページ、資本金収入及び支出明細の関係の企業債、1億7,410万円の収入があります。25ページ、支出の工事請負費を見ると7,575万1,000円。税抜きです。これの差異というのは、この企業債というのは工事請負費以外に充当されている事業費があるという解釈でよろしいのか。

水田係長 この部分は工事費だけの起債ではなくて、公共下水道整備事業費、事務費とかも含めた形で起債しておりますので、その差額となっています。

渡 邊 公共下水道事業の事務概要149ページに1から10の工事が載っています。150ペー

水田係長
渡 邊

ジの個別排水事業、これらも対象事業と解釈してよろしいか。事務概要149ページの工事と150ページの工事というのは対象事業なのか伺います。

対象工事委託分を含めた形で起債されています。

今、公共下水道の関係で聞いています。今度、個別の関係でも、収入で企業債、決算額340万円となって、支出を見ると償還金に充てているのは623万円となっているのですけれども、企業債というのは、こちらの支出の返済、償還にも充当されるという解釈でよろしいのですか。27ページの資本的収入及び支出明細、個別の関係で、収入で企業債、決算額340万円と記載されて、28ページの支出において、企業債償還金として623万6,000円で、これは企業債がそのまま充当されているのか伺います。

水田係長

27ページの企業債は、これは27年度に工事した分に対する借入額です。28ページの企業債償還金というものは、今までに工事して、起債して借りた分を返している金額であります。

委 員 長
清 水

ほかに質疑ございますか。

資料要求の中の35市の比較の資料を見せていただきました。この年度はいわゆる請願がありまして、それに対する採択は不採択となりましたが、常任委員長報告の中では、いわゆる業務用が高いということについて今後見直しについて言及されております。

そういう中でこの表を見させていただきましたが、業務用を設定されている市がこれほど少ないのかと私も驚きました。ほとんど家事用と浴場とか、こういったところは家事用と差がないということなのです。ざっと見ただけでも、滝川並みは5市だろうと。しかし、基本水量とかを見た場合、芦別と同等、若干芦別が高いかなと思いますが、それを除く3市、あるいはまた業務用を設定している市でも、15立米未満ぐらいで比較したら滝川市はかなり高いということが言えると思います。そういう点で、業務用が高いという、あるいは特に業務用の10立米未満とか15立米未満が道内でも非常に高いということについてどのように考えられているか、さきの請願への常任委員長報告なんかも踏まえて伺いをしたいと思います。

まず、9ページ、10ページの貸借対照表、また17ページのキャッシュ・フローで伺いたいと思いますが、貸借対照表とキャッシュ・フローの期末残高は1億9,500万円余。これは予算書の予定額より5,300万円ほど多い。この要因について伺いますが、先ほどのご説明で、純利益が6,113万円出たということで、予算のときには純利益はゼロで計算していれば、見込みを立てればこういったことになるだろうと思いましたが、改めて伺いたいと思います。

次に、損益計算書7ページですが、当年度利益が6,113万円、過去4年間では最大です。決算審査意見書の2ページではその要因を分析しておりますが、2つ挙げておりまして、1つ目は、収益では長期前受金戻し入れが増加しておりますが、これは同額、20ページの減価償却で増加しておりますので、純利益には影響はないと考えますが、伺います。

2つ目として、審査意見書では、利率が高かった企業債の減少や企業債残高減少による支払利息が減少していることを挙げておりますが、この5年間に3億円余から2億円余に1年間に1億円以上も減少している。非常に顕著だと思いますが、この傾向と利率の減少はいつまで続き、どの程度まで減少する見込みか伺います。次に、利益は減債積立金に積み立てられておりますが、剰余金処分後の貸借対照

表、51ページに掲載されております。積立金の年度内増減と期末残高について伺います。また、同日付の貸借対照表をこういう形で2種類掲載する理由について伺います。

次に、企業債、決算審査意見書3ページでは、経営分析による企業債償還額対減価償却費比率が131.6パーセントと前年度より減少し、依然として内部留保資金による償還能力が低くとされております。公共下水道の経営分析、決算書48ページ、49ページで、数値が低いほど償還能力が高いと書かれております。しかし、分母、分子とも30年程度のもので、建設時の計画で決まる数値だと考えます。近年及び想定できる期間の比率の推移について、ここで聞こうと思っていたのですが、資料が出されました。資料の表が3つ載っているものの一番下、ここで、27年度決算ではこの比率が131.6パーセントですが、徐々に減少していき、平成32年には74.3パーセントまで落ちるということでいうと、決算審査意見書で言っている意味では、内部留保資金による償還能力が高くなると考えますが、これについてどのようにお考えになるか伺います。

次に、内部留保についてですが、これも資料で出されております。2番目の表について伺いをいたしますが、私の記憶によりますと、平成30年から内部留保を、建設事業費、いわゆる資本的収支のほうの収入に投入、これ以降することで、現金預金残高はふえないと把握をしております。1年間に1億5,000万円ずつ入れていくということですが、これによると平成32年では、それにもかかわらず2億7,900万円にふえるということでこの表を見てよろしいのか伺いたいと思います。次に、管渠の調査についてですが、管渠の調査につきましては決算附属書類に載っております。2015年度は管渠の老朽化や損傷について行われておりますが、16ページに委託実施した業務が左上に載っておりますが、この表で伺いますが、テレビカメラ調査業務で実施した管渠の距離、また対象管渠が設置された年度、また調査結果、さらに維持や道路工事、道路の陥没などでカメラ調査以外に管渠の状況が判明した事例はあったのか伺います。

次に、管渠等の修繕について伺います。収益的収支の19ページ、修繕費900万円余が計上されておりますが、この概要について伺います。

次に、その他委託料、16ページに掲載をされております。この委託料の中の浸水調査業務についてどのような結果だったか、また雨天時越流水の調査結果について伺います。

次に、下水道特別会計のホームページの状況ですが、下水道特別会計の污水関係は料金賦課方式として、建設事業費に対する交付税、交付金以外は全て使用料金で運営している。そういう中で、まず料金決定や経営内容についてどのように周知しているか。また、ホームページに掲載されている特別会計の予算、決算は毎年度1ページだけで、減価償却や貸借対照表などの情報がなく、経営状況を判断することはできません。料金を支払っている市民と事業主に対する情報提供のあり方としては不十分ではないでしょうか。ホームページの充実に努めることについてのお考えを伺います。

最後に、起債についてですが、38、39ページ、企業債明細書で伺いますが、財政融資資金が0.7パーセントで40年償還、1億円余、これは道銀からでした。次に、道銀から0.2パーセントで償還期間20年で6,950万円を借り入れています。そこで、毎年の元金償還額水準をどのように想定して償還期間を決めているか、5年後、10年後、20年後などを想定してお伺いいたします。

委員長

清水委員、数点確認をさせていただきます。

最初の提出資料についての料金改定、今後の料金改定についてのお話をさせていただきました。どのように考えているかとお聞きになったので、お答えはきっと今後の料金改定の話になるのではないかと感じるのですけれども、これはどのように考えているか。

それから、損益計算書の当年度純利益について、この傾向と利率の減少はいつまで続き、どの程度まで減少する見込みかということをお聞きたいのですか。それは、現状どうだったのか、決算に基づいてどうだったのかということをお聞きになるのであれば、くだりが違う気がするのですけれども、もし訂正があれば言っていたきたいと思います。

それから、企業債についても、想定できる期間の比率、推移についてということをお聞かないで、どのようにお考えになるかということをお聞かされていたのですけれども、これは真意としてはどちらなのかということ。

内部留保についても、2017年度が現金あり高が最も低くなる年度であるということなのけれども、当該決算の年度とは違いますし、それからどの程度まで下がる見込みかということについてはどんなお答えを求められているのかわかりかねるので、それも若干、もし訂正があればお願いしたいと思います。

清水

これは決算ですから、この年度までの財政状況を、あるいは資産の状況を把握するということが次年度以降にとって大事なことです。見込みについて聞いていることは全て、この決算を分析する中で、将来に向かっていけるのかどうかということをお聞きの時点で決算分析としてどう見るかという、そういう角度で3つとも聞いております。

委員長

なるべく制限をかけないようにという意気込みでやっておりますけれども、決算であるということも踏まえた答弁をお願いしたいと思います。

尾崎課長

まず、35市、全道の料金体系について資料を提供させていただきました。当然、家事用、業務用、あとは浴場用といろいろあるわけでございますけれども、料金体系につきましてはそれぞれのまち、市町村で決めるものでございますので、全道的に少数の料金体系であるということが今ご指摘ありましたが、これはそれぞれのまちで決めることでございますので、それは当然のことではないかなと考えております。

特に業務用の関係で、基本料が高いというか、基本料についてご不満があるとかいろいろご意見がございまして、経済建設常任委員会でも昨年度、そのような形でお話は受けておりますし、今その関係で北海道内の類似都市についても、決算とは違いますが、調査をかけておりますし、その辺のところを今、準備をしているという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

近藤課長補佐

管渠の老朽化や損傷についてのご質疑でございます。

まず、このたびのテレビカメラ調査につきましては、下水道施設の更新等を検討するために行うカメラ調査でございませぬ。平成27年度のカメラ調査につきましては、平成28年度以降に駅前広場整備事業に入るのですが、その中にあります残存管渠の調査でございます。この管渠は昭和53年に布設されまして延長44.7メートル、これについて今回残しているのか、その耐久性について調査したものでございます。もう一カ所につきましては、一の坂西1丁目に布設の污水管でございまして、昭和55年に布設されまして、延長は38.4メートルになります。

それぞれ調査した結果、まず駅前広場内の残置管につきましては、雨水管自体の

水田係長

たわみと取りつけ口からの浸水が認められましたので、取りかえすることとなりました。また、一の坂西1丁目の污水管につきましては、地盤沈下により污水本管がたわみ、管内に污水の滞留が認められましたので、修繕工事にて交換いたしました。また、維持や道路工事におきまして、下水道に起因する陥没等が判明した事例はございません。

まず、貸借対照表の現金預金及びキャッシュ・フロー計算書の資金期末残高1億9,506万2,899円、これは予算書の予定額1億4,443万1,000円より5,363万1,899円多い、この要因についてということでございますが、これは貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書について先ほどもご説明しましたが、まず業務活動によるキャッシュ・フローについてですが、予算と比較して主なもので使用料収入が1,445万円の増、特別利益として536万6,000円の増、営業費用が約564万2,000円の減、利息の支払いが316万1,000円の減、特別損失が約769万3,000円の減となっております。

次に、投資活動によるキャッシュ・フローについてですが、整備事業費が約5,771万2,000円の減、交付金収入が504万8,000円の減、最後に財務活動によるキャッシュ・フローについてですが、起債額が5,020万円の減となっております。よって、資金減少額は予算に比べ3,600万円ほど改善されまして、資金期首残高は予算に比べ1,700万円ほど多い結果となり、資金期末残高は5,300万円ほど多い決算となっております。

当年度純利益が6,304万円で、過去4年間で最大としている。純利益には影響ないと思うが、長期前受金戻しにほかに意味があるのかというご質問ですが、当年度純利益については先ほどもご説明しましたけれども、主な理由として、下水道使用料は例年に比べ減少幅が少なかった。近年、平均すると900万円ほど落ち込んでおりましたが、27年度は26年度に比べ300万円ほどの減でありました。流域下水道負担金の前年度調整額として見ていました追加支出400万円として見込んでいましたが、追加支出がなく、逆に還付となり収益が上がりまして、476万円を収益に計上したものであります。最後の理由として、主な費用として、管渠費300万円、業務費用300万円、固定資産除却損700万円、支払利息300万円、予備費300万円の減が挙げられるところでございます。

先ほどの企業債利息についてなのですが、これについては建設改良事業で借り入れる企業債により影響しますが、建設事業が多ければ企業債利息もふえることになります。利率の減少に関しては、財務省の財政融資資金の企業債利息積算資料も参考にして利率を見込んでおりまして、今後の利率状況については市場の経済情勢や金利情勢により影響するものと思われますので、いつまで続き、どの程度減少するかまではわかりません。

利益は減債積立金に積み立てられ、積立金の年度内増減と期末残高について。それと、貸借対照表を2種類掲載する理由はということでございますけれども、減債積立金についても先ほど説明しましたが、年度末における減債積立金の減の額は3,891万1,214円、増の額は6,259万6,373円で、期末現在高として9,229万6,373円になります。剰余金処分計算書において算出された金額は決算認定後に積み立てられることになりますので、それを決算書51ページに掲載しているところでございます。

次に、下水道事業会計の污水関係で運営しているということですが、ホームページに掲載されている。経営状況を判断することができなくて、ホームページの充

実に努める必要があるのではないかなというようなご質疑ですが、これに関しては、ホームページに公開している滝川市公共下水道経営比較分析表の中において経費回収率により料金決定の妥当性を、また経常収支比率により経営の健全性をそれぞれ分析し、説明をしております。財政事情の作成及び公表に関する条例第3条により公営事業の経理の概況を公表することになっておりますので、決算の概況を都市計画課のホームページに公表しております。なお、地方公営事業法第30条により、監査委員の審査書類については監査事務局のホームページに公表されており、減価償却費や純利益なども情報として公表されております。最後ですが、企業債明細書で、財政融資資金の借り入れ、毎年の元金償還額水準をどのように想定して償還期間を決めているのかというようなご質疑ですが、これについては、企業債明細書についても先ほどご説明しましたが、総務省は長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うことができるよう、財政融資資金に係る公営企業債のうち上下水道事業債等について、施設の耐用年数を踏まえて償還年限を30年から40年に延長しました。滝川としても、安定的な経営のために40年の償還年限としたところです。市中銀行からの借り入れについては、貸付期間は最長の20年で借り入れしております。

近藤課長補佐

収益的収支の管渠費のうち修繕費の概要につきましてご説明申し上げます。主なものといたしまして、組み立てマンホールの継ぎ目や管渠の接続部からの浸入水を抑制するための補修として160万9,000円、道路交通に支障となるマンホール鉄ぶたの高さ調整やマンホールの劣化、摩耗による取りかえ費用として135万9,000円、公共ますから本管までの取り付け管の閉塞解消や取り付け管の補修費用として102万7,000円、合流式下水道雨水吐きのスクリーンの滑車等の補修に要しまして18万5,000円、最後になりますが、公共汚水ますの高さ調整及び補修費用として482万円となります。

続きまして、その他委託料における浸入水調査業務、雨天時越流水の調査の結果についてご報告させていただきます。浸入水調査業務につきましては、雨天時に下水道管や公共ます、マンホールの接続部やマンホールぶたなどから雨水が污水管に浸入する現象が生じております。浸入経路は一樣ではないことから、内部の目視点検によって浸入水の有無を確認しなければなりません。浸入水が発見された箇所については随時修繕を実施しまして、浸入水の縮減を図っております。このたびの業務では、江部乙地区52カ所、東滝川地区22カ所のマンホール内の目視点検を実施しまして、浸入水が確認されたことから、速やかに修繕を行ったところでございます。

また、雨天時越流水の調査結果でございますが、雨天時に有明町に設置してあります雨水吐きにて越流します合流式下水道の水質調査を実施しました。その結果といたしまして、国の定める水質基準を満たしておりましたので、ご報告申し上げます。

尾崎課長

企業債償還額対減価償却額の比率ということで、27年度については131.6パーセントという数字なのですが、資料の中ではこれがどんどん下がっていくということでございますが、これはあくまで見込みでございます。当然、償還の能力が上がっていくのは、そう思われるのですが、これにつきましても、ここからの予測につきましても、使用料収入がどれだけ下がるかというののもまだ見えておりませんので、予断を許さないのかなと思います。

それから、現金残額につきましてもどんどん32年はふえていく傾向でございます

けれども、これについても平成24年当時に戻ったという感覚でしかありませんで、何か事故等があれば、不測の事態が起きた場合には、トイレはあしたから使えませんがということにはなりませんので、各年の損益からすると近い将来第3条予算は赤字に転落するという見込みでございますので、これがふえているからといって余裕があるとは考えておりません。

清 水

まず、あくまでも収益が伸びた理由を聞いているわけでないのです。審査意見書や長期前受金戻し入れがふえたということを収益が上がったように指摘しているけれども、実態は同額減価償却費で減らしているわけだから、これは収益に関係ないのではないですかと聞いているから、このことについての答弁はなかったもので、これをまずお願いします。

次に、管渠の調査についてですが、結局、今回は駅前ということですので、いわゆる平成26年度にやったような一般的な老朽管調査というのは、一度終えているのでやっていないということだと理解をしているのですが、一方で、一の坂の西については、これは何かの情報でやっていると思う。ここをピンポイントで調査をした理由についてお伺いいたします。

次は、浸水調査系なのですが、これも平成26年の決算だったと思うのだけれども、いわゆる耐用年数50年を迎えても、それほど大きい傷みはないということを経営の近藤係長は答弁をされていますが、それを終えるけれども、しかし随時調べていく、あるいは長寿命化用の調査はしていくというような答弁だったと思うのだけれども、この浸水調査というのは長寿命化に向けた調査なのか、それともずっと以前からやっているような調査なのかということをお伺いいたします。ホームページの整備なのですが、先ほどの答弁は、経常収支比率を公開しているとか、しかし貸借対照表と損益計算書、会社の状態を説明するときに、株主総会だったら必ず載せるときに、この2つはセットなのです。経常収支比率なんて載っていません。だから、ホームページになくてはならないのは、この2つの財務諸表なのです。それについてどう考えるのか。

もう一つは、それは決算審査意見書に載っているから、それを見ていただきたいという表現をされました。しかし、滝川市のホームページの中で下水道の状況を見ようとして、監査事務局のページに飛んで、そして決算審査意見書の公営企業の審査意見書まで行ける人というのは、私は100人に1人もいないと思う。ホームページの都市計画課の中の下水道のところにもそういうのが必要ではないかということをお伺いしているので、その点でお伺いをいたします。

水田係長

純利益に長期前受金戻入分として上げられていて、減価償却費も増加しているので、純利益には影響はないと考えているということなのですが、質疑の意味を勘違いしております、この分については、確かにおっしゃるとおり、影響はございません。

山崎課長補佐

カメラ調査の関係で、一の坂西1丁目の関係について、ここの場所につきましては地先のほうから、汚水の流れが悪くなるという、そういうケースが何度かご報告ありました。その原因をまず突きとめる意味でテレビのカメラ調査を実施いたしました。その結果、この地域は泥炭地域で、非常に地盤が悪い部分がございます、管がたわんでいた、そういうことが判明いたしましたので、それを解消するための仕事をいたしました。

それともう一点、浸入水の調査なのですが、これは老朽化という部分ではございません。もともと下水道の汚水管に雨水が浸入するということはよろしく

ないことをごさいます。そういったことが原因で有明地区だとか扇町地区で水が流れないという、そういった現象もごさいますので、そういった部分を少しでも和らげるために浸入水を防ぐ、そういった部分で調査と修繕を実施しているところをごさいます。

尾崎課長

ホームページの関係ですが、財務諸表につきましては、今、公表している根拠の法令について、財政事情の作成及び公表に関する条例により公営事業の経理の概況を公表しなさいということが決められておりまして、財務諸表を公表するというのは求められておりませんので、今のような形の公表となっております。

清 水

公営企業法が求めていることは最低の情報公開だと思います。当然、ここに書いているように料金賦課方式ですから、ほとんどではないけれども、国の補助金と交付税と交付金以外は全て料金で賄うという会計であれば、普通の会社並みの情報公開を超えた公開はしてしかなるべきだということです。例えば水道企業団がやっているような情報公開、これは同じ公営企業法でやっているわけだから、当然のように同じことを言ってもいいけれども、そういうことは言わないのです。だから、市民にお金を払っていただく、あるいは現状でいうと全道で最も高い下水道料金を払っていただく市民の皆さんにそういう情報を載せるということについて伺います。

委 員 長

清水委員、ご自身のお考えを述べられるのは結構なのですが、多分平行線になる質疑になってしまうのです。だから、答えはいただいたので、それから離れた何かの質疑でないと、きっとまた同じことになるのではないのでしょうか。一般質問でされたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

清 水

そうしたら、公営企業法に定められた情報公開のみをやっていればよいということでお考えでしょうか。

尾崎課長

今のご質疑ですが、地方公営企業法第30条によりまして、毎年決算が終わりましたら決算の書類につきまして、法律に基づいて地方公共団体の長、首長に提出をしております。提出を受けた首長は決算の書類を監査委員の審査に付さなければならぬということで、公営企業法の中ではこのような手順で定められておりますので、下水道事業につきましても法律にのっとって事務処理、決算の処理をしているというところをごさいます。公営企業法に基づいて決算の書類についてはしておりますので、特に問題ないと考えております。

清 水

ただいまのことについて部長にお伺いをしたいと思います。問題ないと言われました。これについて部長も同じ見解でしょうか。

高瀬部長

今、課長が言っているのは、市民の皆様がこの内容について確認事項として必要だったかという部分に対しては今までなかったのかなということでしたが、現状としては、これまで我々の決めとして、企業団も一緒かと思いますが、同じような方法で出しているのですけれども、市役所全体で公会計化という部分で、制度で移行していくというのが、いつになるかはあれなのですけれども、市全体でいくとすれば、市の一般会計も含めた、こういう連結での公会計で全部の部分が公表されていく形になるのでないかなということで、そのときには我々の考えでも、市全体としてどう考えていくかということにつながるのではないかなという考えをしております。今この場で公表すべきかどうかという部分に対しては、先ほどもありましたように、全体として決算の中身を検査した監査のほうのホームページでも公表していただいている部分がありますので、当然ながら下水道のバ

ランスシートやP／Lを見ていただくよりは、監査全体としてそちらのほうを見ていただくことがいいのかなと今は思っているところです。

ですから、将来的には、今清水委員が言っているように、全体論として公表されていく形になるのではないかなというように、これは総務省とかそういう全体論の流れの中での話であり、決算とは離れてしまうので申しわけないかもしれませんが、出するか出さないかという今後の話に対してということであればそういうコメントをさせていただくのですけれども、問題ないという言葉尻だけを捉えられてしまうとなかなか、あるかないかと断定すべきことではないかなと思います。今言われたように、その辺については従来からの出し方という部分に対して来ているところではございましたので、それが市民の皆様とかそういう部分で必要ならば出していたと思います。ですから、それもなかったことから、こういうことで公表してきたという部分がございます。今後においては、下水道単独で考えるのではなくて、市全般として公表する部分に対しては考えていくべきでないかなと私も考えてございます。

清 水

今、部長は課長の答弁に対して、料金を支払っている市民と事業主に対する情報の提供のあり方として不十分でないかと言っているのです。それを、言葉尻とかと言うけれども、課長の答弁は、公営企業法が求めているものに対しては要するに問題ないという答弁だったのか、それとも市民、事業主に対する情報提供のあり方として問題ないということなのか。部長は前者のほうだということで答弁を始めたわけです。そういう点で、私はもともと公営企業法に対してなんて言っていないので、市民、事業主に対する情報提供のあり方として、今の貸借対照表やバランスシートがない、損益計算書がない状態では問題ではないかと考えるけれどもいかがですか。

尾崎課長

私の答弁は、公営企業法に基づいてという意味でございます。ですので、使用者、市民に対しては当然、しかるべき情報の公開というのは必要だと考えております。考えていますけれども、ホームページのほうではなかなか、貸借対照表とかがすぐ見られないという、今ご指摘もございましたので、その辺も含めてホームページのあり方については検討したいと思います。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

質疑はないようなので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

そのように確認いたします。

以上で認定第7号の質疑を終結いたします。

若干、休憩します。

休 憩 14:25

再 開 14:26

委 員 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

認定第6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委 員 長

それでは、認定第6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

高瀬部長

(認定第6号を説明する。)

尾崎課長

(認定第6号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

清水

これより質疑に入りますが、質疑はございますか。

411ページの換地設計業務委託料1,291万6,800円についてですが、よくわからないのでお伺いをする部分もありますが、この発注業務の中身を流れに沿ってやると、まず測量をする。してあるのだとすれば測量は要らないのだと思うのですが、そこで各地権者の区割りをすると思うのですが、そして、その部分から減歩をする部分を決めると。一定の減歩について決まったら、それを製図して、そして換地表というのか、それぞれの地権者から何平米だとかという、そういう数字を出して、そして市の土地というのか、共有して売る部分。売る部分についてはここにこうするということが最終的に製図としてでき上がる。そんなような作業で流れていくと思うのですが、その確認と、最終的にどのような成果品になっているのかということをお伺いします。

2点目ですが、周辺の家屋についてなのですが、家屋というよりは周辺の廃屋なのですが、工場の跡だと思うのです。かなり大きい工場がそのまま残っているのですが、隣接することになると思うのですが、それぞれの地権者にとっては自分の土地の裏だから、それぞれの地権者が対応するのだという考えなのか、今の時点であの廃屋をどう片づけるという考え方をしているのか。あそこをきれいにしたら、すごく目立つと思うのです。そういう点で、対策を立てているのか伺います。

高橋係長

まず、流れということでお話ありましたが、清水委員のおっしゃるとおり、大体そういう流れでございます。

成果品としては、例えばですが、整理前後の路線価設定、あと換地配当指数及び地積算出、そういったものがありまして、具体的に言いますと、それも換地設計図、換地位置図、換地設計表、換地設計調書等、そういったものが成果品としてなっております。

2点目について、区画整理の中では、地権者と接する中では廃屋という認識は持っておりません。区画整理が進むことによって区画整理のエリアが整備されたとしても地権者の所有物でありまして、地権者の方がどのように対応するかだと考えておりますので、土地区画整理事業の中では対策は立てていないのが現状であります。土地の利用を図るのはあくまでも地権者になりますが、高度な土地利用が図られることを期待しています。

清水
委員長

廃屋の大きさや広さをどのように把握されていますか。

若干休憩いたします。

休 憩 14 : 37

再 開 14 : 40

委員長
高瀬部長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

把握はしております。面積から、現状としての数字は把握しておりますし、所有者も把握しております。これの個人の面積と所有者をお知りになりたいということなのですか。今言われている部分であれば、面積だけですと何筆もあります。大画地だけではないのです。言われている廃屋とおぼしき土地であれば1区画だけではないのです。何筆かあって、所有者が一体として形として持っているところなのです。その細かい話を求めておられるのですか。今言う換地の中において建物まで支障になるかどうかという部分は、調整していけば、これから作業としてやる部分が出てくるということで、現状としては我々は相手と向かい合ってい

委員長

ますけれども、当然相手の人は廃屋だという認識はないというのが我々が接触した感覚でございます。ですから、廃屋と言えるものではないのかなと思っていますので、廃屋としての認識はないというのは先ほど言ったとおりでございます。問題意識として持っていないことはないということで捉えていいものなのかどうかポイントになるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

高瀬部長

区画整理という部分は、従来からもいろいろお話しさせていただきましたけれども、西2号の街路を造成するということを前提に、区画整理という手法を使ってやるということは以前から清水委員にも説明させてもらっています。区画整理という、道路ができ上がり、さらに区画整理がなった暁で景観的にという部分は、区画整理上においてその建物が支障になるか否かということに関しては、今の段階では問題にはならないのかなという認識をしているところです。道路造成などにおいて支障になるのであれば問題になります。区画整理上において、高さとか土地の分合だとか切り盛りだとかという部分に影響が出るのであれば問題になるでしょうけれども、宅地内の問題であれば、現段階では、それに我々が口を挟むようなものではないのかなという認識です。

清水

少なくとも今回の区画整理で地権者の方々は、道路をつくるという目的で区画整理をすることになったわけですが、それによって土地の価格が上がり、そして減歩をすることによって必要経費も生み出すことができるということは、この区画整理事業によって利益を得る方々だと思うのです。その結果、新しくできましたというときに、整地されているわけだから、その大きな廃屋が、これは目立つのは明らかなのですけれども、今お聞きしたら、何筆もの登記になっていると。これまでのいろんな他の事例でいうと、何筆にもなっていたら、いわゆる所有権の放棄だけで何筆掛ける50とか100とかということになって、建物を壊すこともできないということがこれまであるのです。それは部長もよくご存じだと思いますけれども、そういうことになると、廃屋を壊したくても壊せない。滝川市が4億3,500万円もかけて整備する道路といいますけれども、市民はそう見ませんから、一体として見ますから、廃屋をきちっと整理する、そういうことに向けて準備すべきではないでしょうか。

高瀬部長

今のご意見では、何筆も所有者が違うという認識をされているように聞こえたのですけれども、この廃屋絡みで所有者は1人です。1人というか、1個人です。先ほどから自分も言っていたつもりなのですが、言葉が伝わっていないようなのですが、1人です。我々も、先ほど係長が言ったように、そういう形できれいに整形されれば、当然景観的に視界が明るくなれば所有者も何らかの有効利用、そこを壊してつくるのか、さらに何かそれをうまく利用するのか、それを期待しているというのが先ほど来から言っている話であって、今の段階でどうするのかということについては、なかなかこれは動けるものではないのかなという認識でございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、質疑はないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。

以上で認定第6号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
あしたは午前10時から会議を開きます。
本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 14:45